

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七の三 略」</p> <p>七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>(1) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>「八〇十二 略」</p>
改正前	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 「同上」</p> <p>「一〇七の三 同上」</p> <p>七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>「八〇十二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>【<u>第1条の2</u>】 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信や他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）について行わなければならない。</p> <p>（<u>第5条</u>の<u>第1項</u>）</p> <p><u>第13条</u>の3 <u>【略】</u></p> <p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>【様式 略】</p> <p>【注1～20 略】</p> <p>21 21の欄は次によること。</p> <p>【(1)～(13) 略】</p> <p>【(14) ローカル5Gの無線局にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。</p> <p>（<u>記載例</u>）</p> <p>「平成31年総務省告示第二十三号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第二十三号に規定する準同期方式」</p> <p>【(15) 【略】</p> <p>【22～24 略】</p>	<p>【<u>新設</u>】</p> <p>（<u>第5条</u>の<u>第1項</u>）</p> <p><u>第13条</u>の3 <u>【同4】</u></p> <p>別表第二号第2 【同左】</p> <p>【様式 同左】</p> <p>【注1～20 同左】</p> <p>21 【同左】</p> <p>【(1)～(13) 同左】</p> <p>【<u>新設</u>】</p> <p>【(14) 【同左】</p> <p>【22～24 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

「第一章」第三章 略

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

「第一節」第四節の四の八の二 略

「第四節の八の三」時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備（第四十九条の八の二の三）

「第四節の九」第九節 略

「第五章」略

附則

（定義）

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

「一」十四 略

十五 「ローカル5G」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

- 一 無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	〔略〕	〔略〕	〔略〕

改正前

目次

「第一章」第三章 同上

第四章 同上

「第一節」第四節の四の八の二 同上

「第四節の八の三」時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備（第四十九条の八の二の三）

「第四節の九」第九節 同上

「第五章」同上

附則

（定義）

第三条 〔同上〕

「一」十四 同上

十五 「ローカル5G」とは、二八・二GHzを超え二八・三GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局

〔2〕(3) 略

〔一〕三 略

〔2〕4 略

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 略

〔2〕7 略

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〕八 略

九 三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を

多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局

〔2〕(3) 同上

〔一〕三 同上

〔2〕4 同上

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 同上

〔2〕7 同上

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〕八 同上

九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波





〔下略〕

〔二略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

〔二略〕

三 前項の基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四略〕

五 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであって三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔六略〕

〔3〜6略〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二・一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあっては、第二号の条件）に適合するものでなければならない。

〔下 同上〕

〔二 同上〕

2 〔同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

〔二 同上〕

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四 同上〕

五 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであって三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔六 同上〕

〔3〜6 同上〕

第四十九条の六の十 〔同上〕

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

〔イ〕ハ 略

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（ローカル5 Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を行う場合に限り。）

〔ホ〕 略

〔イ〕ハ 略

(2) 陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

〔イ〕ハ 略

Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機との間の通信を行う場合に限り。）

〔ホ〕 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

〔イ〕ハ 略

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

〔ホ〕 同上

〔イ〕ハ 同上

(2) 陸上移動局

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

〔ホ〕 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

〔イ〕ハ 同上

四 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔五・六 略〕

〔4〜6 略〕  
（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〜ホ 略〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

〔イ〜ハ 略〕

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（ローカル5Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を行う場合に限る。）

〔ハ 略〕

〔ホ 略〕

〔ヘ 略〕

四 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用し、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。〔同上〕

〔五・六 同上〕

〔4〜6 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 〔同上〕

〔イ〜ホ 同上〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〜ハ 同上〕

〔新設〕

〔ハ 同上〕

〔ホ 同上〕

〔ヘ 同上〕

(2) 陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機  
〔イ〕〔ハ〕 略

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(ローカル5Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機との間の通信を行う場合に限る。)

〔ホ〕 略

〔ハ〕 略

〔ト〕 略

〔二〕 略

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。)の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであって三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G(四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス

電話の子機から送信される搬送波(空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。)、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二〕 略

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二七GHz

(2) 陸上移動局  
〔イ〕〔ハ〕 同上

〔新設〕

〔ホ〕 同上

〔ハ〕 同上

〔ト〕 同上

〔二〕 同上

〔同上〕

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。)の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、ローカル5G(四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二〕 略 同上

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二七GHzを

を超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

〔イ〕ハ 略

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（ローカル5

Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を行う場合に限る。）

〔ホ〕 略

〔ハ〕 略

(2) 陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

〔イ〕ハ 略

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ローカル5

Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機との間の通信を行う場合に限る。）

〔ホ〕 略

〔ハ〕 略

〔下〕略

〔二〕略

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

を超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

〔ホ〕 同上

〔ハ〕 同上

(2) 陸上移動局

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

〔ホ〕 同上

〔ハ〕 同上

〔下〕同上

〔二〕同上

三 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式)携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数を使用するものから送信される搬送波及びローカル5G(二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 略〕

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

・〔表略〕

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

ハ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

〔イ〕ハ 略

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(ローカル5Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を行う場合に限る。)

〔ホ〕 略

〔イ〕ハ 略

(2) 陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

〔イ〕ハ 略

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(ローカル5Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機との間の通信を行う場合に限る。)

〔ホ〕 略

〔イ〕ハ 略

〔ト〕 略

〔チ〕 略

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合

ハ 空中線電力(二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式)携帯無線通信を行う無線局又はローカル5Gの無線局から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 同上〕

第四十九条の六の十三 〔同上〕

〔表同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

ハ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

〔ホ〕 同上

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

(2) 陸上移動局

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

〔ホ〕 同上

〔イ〕ハ 同上

〔同上〕

〔ト〕 同上

〔チ〕 同上

三 〔同上〕

するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 略〕

第四節の八の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イ〜ホ 略〕

（イ）キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局（ローカル5Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局との間の通信を行う場合に限る。以下、この項において同じ。）を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局（ローカル5Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局との間の通信を行う場合に限る。以下、この項において同じ。）を含む。）との間の通信

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第二号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 同上〕

第四節の八の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〜ホ 同上〕

〔新設〕

に限ること。

(1) 基地局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの基地局

(ニ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ホ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(ヘ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの陸上移動局

(ニ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ホ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

(ヘ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

二 送信設備の条件

「イ・ロ 略」

ハ 空中線電力は、次のとおりであること。

(1) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものにあつては一〇〇ミリワット、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものにあつては、二〇〇ミリワット以下であること。

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 空中線電力は、時分割・直交種は数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機にあつては、占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものにあつては一〇〇ミリワット、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものにあつては、二〇〇ミリワット以下、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機にあつては一〇〇ミリワット以下であること。



式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用する搬送波、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 略〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ニ 略〕

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

〔イ〕(二) 略〕

(ホ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ローカル5

Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局との間の通信を行う場合に限

〔二・ホ 同上〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 〔同上〕

一 一般的条件

〔イ〕ニ 同上〕

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕(二) 同上〕

〔新設〕

る。)

〔略〕

(2) 陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

〔イ〕〔ニ〕略

(ホ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(ローカル5

Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局との間の通信を行う場合に限

る。)

〔略〕

〔イ〕〔ニ〕略

〔略〕

〔2〕略

〔同上〕

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備(第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号ホ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
- 二 略
- 三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G(四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波(空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。)、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔四・五〕略

〔四・五〕略

〔4〕8 略

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線

〔同上〕

(2) 陸上移動局

〔イ〕〔ニ〕 同上

〔新設〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔2〕同上

〔同上〕

3 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号ホ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一〕同上

- 三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

〔四・五〕 同上

〔4〕8 同上

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線

アクセスシステム)

第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イ〕ニ 略

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

〔イ〕(二) 略

(ホ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(ローカル5

Gの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子局との間の通信を行う場合に限り。

〔イ〕(六) 略

(2) 陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

〔イ〕(六) 略

(ニ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(ローカル5Gの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機との間の通信を行う場合に限り。

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

〔イ〕(六) 略

アクセスシステム)

第四十九条の二十九の二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕(二) 同上

〔新設〕

(ホ) 同上

〔同上〕

(2) 陸上移動局

〔イ〕(二) 同上

〔新設〕

(ホ) 同上

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

<p>波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>【三・四 略】</p> <p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 【表略】</p> <p>【注1～30 略】</p> <p>31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備に使用するもの 【ア～ク 略】</p> <p>ク 第49条の6の12第1項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。</p> <p>【(ア)・(イ) 略】 【ロ 略】 【(2)～(22) 略】 【32～57 略】</p>	<p>波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>【三・四 同左】</p> <p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 【表同左】</p> <p>【注1～30 同左】</p> <p>31 【同左】</p> <p>(1) 【同左】 【ア～ク 同左】</p> <p>ク シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の6の12第1項に規定する無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。</p> <p>【(ア)・(イ) 同左】 【ロ 同左】 【(2)～(22) 同左】 【32～57 同左】</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

修 正 後	修 正 前
<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の 工事設計書 [様式略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、<u>第11号の34</u>、<u>第21号の3</u>、第54号、第54号の4又は第54号の6に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を放射可能な周波数に付記すること。</p> <p>[(3) 略]</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、<u>第11号の32</u>、<u>第11号の34</u>、<u>第21号の3</u>、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の200の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、<u>第11号の33</u>、第21号の3若しくは第54号の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからサまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>[ア～オ 略]</p> <p><u>ニ</u> 1888.5MHzを超え1916.6MHz以下の周波数</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p><u>ク</u> [略]</p> <p><u>ケ</u> [略]</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p>[(5)・(6) 略]</p> <p>[4～12 略]</p>	<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 [同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、<u>第11号の34</u>、第54号、第54号の4又は第54号の6に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を放射可能な周波数に付記すること。</p> <p>[(3) 同左]</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、<u>第11号の32</u>、<u>第11号の34</u>、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の200の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33若しくは第54号の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからサまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>[ア～オ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>ニ</u> [同左]</p> <p><u>キ</u> [同左]</p> <p><u>ク</u> [同左]</p> <p><u>ケ</u> [同左]</p> <p><u>コ</u> [同左]</p> <p>[(5)・(6) 同左]</p> <p>[4～12 同左]</p>